

写

総コ推第378号
令和7年(2025年)12月15日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会
会長 木虎孝之様

枚方市長 伏見 隆 印

諮問第650号

個人住民税事務に係る特定個人情報ファイルの評価書について（諮問）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」といいます。）第27条第1項及び第2項の規定に基づき定められた特定個人情報保護評価に関する規則（以下「規則」といいます。）第7条第4項の規定に基づき、個人住民税事務に係る特定個人情報ファイルの評価書について意見を聴きたいので、枚方市附属機関条例第1条第2項の規定により諮問します。

記

1 目的

本市では、個人住民税事務において、法第2条第10項の特定個人情報ファイルを保有しています。

今般、電子申告を行う環境が全国的に整備されることに伴い、マイナポータルの機能を利用し、個人住民税申告の電子データでの受付を令和8年度申告分から開始することとなりました。

これに伴い、当該特定個人情報ファイルに規則第11条に規定する重要な変更を加えることになりますので、規則第7条第1項の規定に基づき、法第28条第1項に規定する評価書を公示し、広く住民の意見を求めるとともに、規則第7条第4項の規定により、当該評価書について、次の2つの観点から意見を求めます。

- ① 規則第1条の特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。
 - ② 規則第1条の特定個人情報保護評価指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか。
- 2 特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を聞く評価書
別添のとおり。
 - 3 関係規定の条文
別紙のとおり。

法第28条第1項

(特定個人情報保護評価)

第28条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者的人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- (1) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
- (2) 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
- (3) 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
- (4) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要
- (5) 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等の方式
- (6) 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置
- (7) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

規則第7条第1項及び第4項

(地方公共団体等による評価)

第7条 地方公共団体等は、特定個人情報ファイル（第4条第1号から第9号までのいずれかに該当するものを除く。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、法第28条第1項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第11条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

第7条第4項 第1項前段及び第2項の場合において、地方公共団体等は、これらの規定により得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聞くものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第11条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。